

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本学術振興会の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価を勘案し、期末手当の額を100分の80以上100分の110以下の範囲内で増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月から以下の措置を講じた。
①本給月額減額支給(9.77%減額)②期末・勤勉手当の減額支給(9.77%減額)
③特別調整手当を減額後の本給月額により算出

理事

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月から以下の措置を講じた。
①本給月額減額支給(9.77%減額)②期末・勤勉手当の減額支給(9.77%減額)
③特別調整手当を減額後の本給月額により算出

監事

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月から以下の措置を講じた。
①本給月額減額支給(9.77%減額)②期末・勤勉手当の減額支給(9.77%減額)
③特別調整手当を減額後の本給月額により算出

監事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月から以下の措置を講じた。
①非常勤役員手当の減額支給(9.77%減額)

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	15,580	10,145	3,876	1,420 (特別調整手当) 139 (通勤手当)			
A理事	10,320	6,722	2,568	941 (特別調整手当) 89 (通勤手当)			※
B理事	12,980	8,402	3,225	1,176 (特別調整手当) 177 (通勤手当)			◇
A監事	11,708	7,590	2,872	1,063 (特別調整手当) 183 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	1,018	1,018	0	0 ()			

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金水準、物価等の高い地域に在勤する役員に支給されているものである。(東京都特別区在勤の場合、100分の14を本給月額に乗じて得た額)

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	11,304	8 0	H23.9.30	1.0	11,304千円は、業績勘案率を0.75と仮定して平成23年度に暫定支給された8,566千円を含む当該役員に支給された退職手当の総額である。(独立行政法人移行前の旧特殊法人日本学術振興会における在職期間(8か月)に係る退職手当分を除く。)	*※
理事	4,680	4 0	H23.9.30	1.0	4,680千円は、業績勘案率を0.75と仮定して平成23年度に暫定支給された3,510千円を含む当該役員に支給された退職手当の総額である。	※
監事					該当者なし	
監事 (非常勤)					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

国家公務員の給与水準を考慮して、給与水準の適正化を図り、中期計画で定められた人件費の見積りを踏まえ、適正な人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に際しては、中期計画に定める人件費の総額の範囲内で、人事院勧告を考慮しつつ、社会一般の情勢に適合したものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

複数の評定者による客観的な勤務評定を行い、職員の処遇に的確に反映させることにより、本人のインセンティブが高まるようにするとともに、能力に応じた人員配置をきめ細かに実施し、業務の効率化・効果的な遂行を可能にする。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	勤務成績に応じて増減する。
本給	勤務成績に応じて5段階の昇給を実施する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

○ 特例法に基づく給与見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

・実施期間:平成24年4月～平成26年3月

・本給表関係の措置の内容 本給月額
1等級・2等級の部長級・課長級職員(▲9.77%)
3等級・4等級の課長・課長代理・係長級職員(▲7.77%)
5等級・6等級の係長・主任・係員級職員(▲4.77%)

・諸手当関係の措置の内容 ①管理職手当(▲10%)②期末手当・勤勉手当(▲9.77%)
③特別都市手当等の本給月額に連動する手当を、減額後の本給月額により算出

(役員について)

・実施期間:平成24年4月～平成26年3月

・本給の措置の内容 本給月額(▲9.77%)
・諸手当関係の措置の内容 ①非常勤役員手当(▲9.77%)
②期末手当・勤勉手当(▲9.77%)
③特別調整手当を減額後の本給月額により算出

○ 給与水準の抑制を図るため、昇給号俸数の1号俸抑制を実施

○ 36歳未満の職員について、抑制されてきた昇給分を平成24年4月1日に1号俸回復(30歳未満の職員については、最大2号俸回復)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

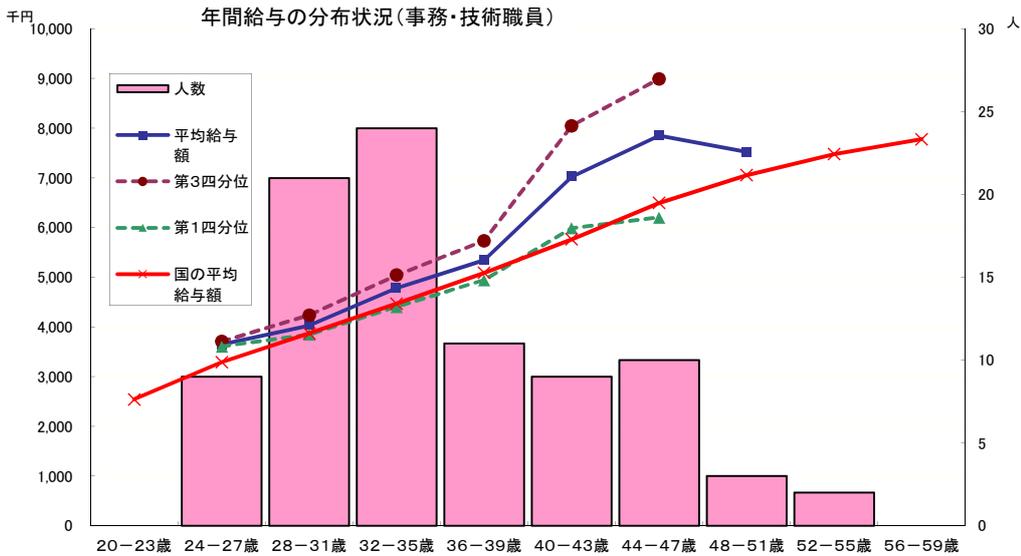
(年俸制適用者を除く)

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 57	歳 37.5	千円 5,835	千円 4,451	千円 163	千円 1,384
事務・技術	人 57	歳 37.5	千円 5,835	千円 4,451	千円 163	千円 1,384
任期付職員	人 32	歳 33.5	千円 4,813	千円 3,737	千円 154	千円 1,076
事務・技術	人 32	歳 33.5	千円 4,813	千円 3,737	千円 154	千円 1,076

注1:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略している。

注2:在外職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員〔在外職員、再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢48～51歳の該当者は3人のため、第1・第3四分位を表示していない。

注3:年齢52～55歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については、表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1四分位	第3四分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
本部部長	2	—	—	—	—	—
本部課長	12	44.9	7,910	8,142	8,944	—
本部課長代理	4	44.0	—	6,617	—	—
本部係長	27	38.4	4,736	5,340	5,964	—
本部主任	11	35.4	4,276	4,630	4,808	—
本部係員	33	29.7	3,710	4,010	4,240	—

注1:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下については記載していない。

注2:本部課長代理は4人のため、第1・第3四分位については、記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
標準的な職位		部長	課長	課長・課長代理	係長	係長・主任	係員	係員
人員(割合)	57人	2人(3.5%)	8人(14.0%)	4人(7.0%)	14人(24.6%)	16人(28.1%)	13人(22.8%)	0人(0%)
年齢(最高～最低)		—歳	53～41歳	54～33歳	46～33歳	38～30歳	33～25歳	—歳
所定内給与年額(最高～最低)		—千円	7,002～5,896千円	5,763～4,240千円	5,041～3,612千円	4,464～3,135千円	3,515～2,692千円	—千円
年間給与額(最高～最低)		—千円	9,355～8,049千円	7,507～5,716千円	6,741～4,736千円	5,738～4,101千円	4,587～3,550千円	—千円

注:1等級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以降の事項については記載していない。

(任期付職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
標準的な職位		部長	課長	課長・ 課長代理	係長	係長・主任	係員	係員
人員 (割合)	32人 (0%)	0人 (0%)	2人 (6.3%)	2人 (6.3%)	2人 (6.3%)	6人 (18.8%)	20人 (62.5%)	0人 (0%)
年齢(最高 ～最低)		-歳	-歳	-歳	-歳	49～31歳	35～26歳	-歳
所定内給与 年額(最高 ～最低)		-千円	-千円	-千円	-千円	4,364 ～3,262千円	3,974 ～2,598千円	-千円
年間給与 額(最高 ～最低)		-千円	-千円	-千円	-千円	5,598 ～4,276千円	5,140 ～3,424千円	-千円

注:2等級、3等級及び4等級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以降の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.3	% 58.4	% 56.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.7	% 41.6	% 43.5
	最高～最低	% 51.9～33.9	% 47.1～33.3	% 49.4～33.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.1	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 32.9	% 34.3
	最高～最低	% 41.7～32.6	% 37.8～30.3	% 39.1～32.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

110.6

対他法人(事務・技術職員)

105.2

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	<p>対国家公務員 110.6</p> <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 98.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 107.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 96.4</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 98.7		学歴勘案 107.9		地域・学歴勘案 96.4
参考	地域勘案 98.7						
	学歴勘案 107.9						
	地域・学歴勘案 96.4						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1. 研究助成・学術の国際交流等を推進する業務を行っており、職員に大学卒・修士など高学歴の者が必要であり、実際に高学歴の者が多い。 (大学卒以上の割合 国53.40% 当法人93.26%)</p> <p>2. 文部科学省の施策を同省と一体的に実施している関係から、同省と地理的に近接している必要があり、勤務地が東京都特別区のみである。また、小規模な組織であり、地方に出先機関がない。 (地域手当支給区分1級地に在職する者の割合 国29.55%当法人100%)</p> <p>3. 小規模な組織のため、宿舍を保有しておらず、また、人事交流者が70%を占め、地方大学等から転居を伴い勤務する者が多いため、住居手当の受給者が多い。 (住居手当を受給している者の割合 国15.66% 当法人41.26%)</p> <p>(上記における国の割合については、平成24年国家公務員給与等実態調査の行政職(一)の者を使用した。)</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていることから給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合99.8% (国からの財政支出額 271,266,463千円、支出予算の総額 271,823,083千円：平成24年度予算) 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合0.33 %</p> <p>【検証結果】 当法人は、①学術研究の助成、②若手研究者の養成、③学術に関する国際交流の推進、④大学改革の支援のための事業を行う我が国唯一の学術振興機関である。これらの事業実施に当たっては、高度な専門性が求められることから、優秀な人材を確保するために、当法人の給与水準は国に比べて高くなっているものと考えている。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 無し(平成23年度決算)</p> <p>【検証結果】 非該当</p>						
講ずる措置	<p>1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。 (主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.3%、平成18年度△4.8%、平成21年度△0.2%、平成22年度△0.1%、平成23年度△0.23%)</p> <p>2. 給与体系等の見直し ・給与格付の引き下げ〔平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月、平成22年4月〕 ・給与水準の引き下げ(俸給表の見直し)〔平成18年度〕(△4.8%) 〔平成21年度〕(△0.2%)、〔平成22年度〕(△0.1%)、 〔平成23年度〕(△0.23%) ・管理職員手当の見直し(本給月額額の20%→16%~20%)〔平成18年度〕 ・管理職員ポストの削減(課長職△1)〔平成19年度〕 ・職員の昇給号俸数の抑制〔平成20年1月~〕を実施。</p> <p>3. 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じた給与削減措置の実施</p> <p>対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記方策を実施することにより平成25年度において年齢勘案で110程度を目標とする。</p>						

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)中、(年俸制適用者を除く)の常勤職員欄57人及び任期付職員欄32人、計89人89人の平均年齢36.0歳、平均年間給与額5,467千円

○管理職の割合 21.3%

組織改編により、管理職が1名増加したこと及び前年度より対象人数が減少したことにより、前年度に比べ割合が高くなっている。

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減	
	(平成24年度)	(平成23年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	884,818	915,895	△ 31,077	△ 3.4	145,226	19.6
退職手当支給額 (B)	11,150	19,650	△ 8,500	△ 43.3	6,542	142.0
非常勤役職員等給与 (C)	348,340	334,587	13,753	4.1	△ 67,892	△ 16.3
福利厚生費 (D)	160,678	155,077	5,601	3.6	34,813	27.7
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,404,985	1,425,209	△ 20,224	△ 1.4	118,688	9.2

総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等総額(A)は、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、国家公務員に準じて給与減額支給措置を実施したことから、対前年度比△3.4%となっている。
なお、給与減額支給措置による削減額は、62,011千円(職種:事務職員)である。
- 退職手当支給額(B)は、対前年度比△43.3%であるが、主要因としては、平成24年度の役員に対する支給額が、前年度に業績勘案率0.75として暫定支給した残額分(文部科学省独立行政法人評価委員会で業績勘案率が1.0と決定したため、1.0から0.75を減じた分)の支給のみであったためである。
なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき実施した支給水準の引き下げによる削減額は、14千円である。
- 最広義人件費(A+B+C+D)は、非常勤役職員給与及び福利厚生費が増加したが、給与減額支給措置の実施による給与、報酬等支給総額の減少及び退職手当支給額の減少により、対前年度比△1.4%となった。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

- ・役員に関する講じた措置の概要(施行日 平成25年1月1日)

在職期間1月につき退職の日におけるその者の本給月額に乘じる割合を12.5/100から10.875/100に引き下げた(経過措置あり。下記のとおり)。

平成25年1月1日～平成25年9月30日	12.25/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	11.5/100
平成26年7月1日～	10.875/100

- ・職員に関する講じた措置の概要(施行日 平成25年3月25日)

退職の日における本給月額にその者の勤続期間に応じて定める割合を乗じて得た額に、国家公務員の退職手当法の改正に準じて、87/100を乗じることとした(経過措置あり。下記のとおり)。

平成25年3月25日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日～	87/100